

道路占用料徴収条例「別表第2条関係」(新旧対照表)

占用物件		単位	新料金	旧料金
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	430円
	第2種電柱		870円	660円
	第3種電柱		1,200円	900円
	第1種電話柱		510円	390円
	第2種電話柱		810円	620円
	第3種電話柱		1,100円	850円
	その他の柱類		51円	39円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	4円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	380円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	770円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	770円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	46円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円	70円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円	93円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円	160円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>300円</u>	<u>230円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>	<u>460円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>1,000円</u>	<u>770円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>900円</u>	<u>930円</u>
	地下に設ける通路		<u>540円</u>	<u>560円</u>
	その他のもの		<u>1,000円</u>	<u>770円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u> <u>19円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u> <u>190円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u> <u>190円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u> <u>1,900円</u>
	標識		1本につき1年	<u>810円</u> <u>620円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>18円</u> <u>19円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>180円</u> <u>190円</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u> <u>19円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u> <u>190円</u>
	アーチ	車道を横断するもの		<u>1,800円</u> <u>1,900円</u>
		その他のもの	1基につき1月	<u>900円</u> <u>930円</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	180円	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	77円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>Aに0.012を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>	Aに0.028を乗じて得た額	
その他のもの		市長がその都度定める額		